

## 総合支援資金の再貸付の実施について

宮城県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）の特例貸付を実施しております。

この度、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、下記のとおり総合支援資金の再貸付を実施することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、総合支援資金の再貸付に関するより詳しい内容は、別添パンフレット（厚生労働省作成）のとおりです。

### 記

#### 1 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

- ア 令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯
- イ 再貸付の申請前に自立相談支援機関による支援を受けること

#### 2 貸付上限額

- ・ 複数人世帯の場合 20万円以内／月 × 3月以内
- ・ 単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3月以内

#### 3 受付期間

令和3年2月19日（金）から令和3年3月31日（水）まで

#### 4 お申込窓口

お住まいの地域の市町村社会福祉協議会



新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了された皆さまへ

## 新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する 総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。

### ■ 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

- ア 令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯
- イ 再貸付の申請前に自立相談支援機関による支援を受けること

### ■ 貸付上限額

- ・ 複数人世帯の場合 20万円以内／月 × 3月以内
- ・ 単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3月以内

### ■ 受付期間

- ・ 令和3年2月19日(金)より、全国で受け付け開始
- ・ 令和3年3月末まで受付

## お問合せ先

### ● 一般的なお問合せは相談コールセンター

0120-46-1999 ※ 9:00～21:00（土日・祝日含む）

### ● お申込みはお住まいの市区町村の自立相談支援機関へご相談の上、市区町村社会福祉協議会にお電話ください。

※ 郵送でのお申込みもできます。

# 再貸付までの流れ

## ステップ1

市町村内の生活困窮者自立相談支援機関へご相談ください。  
生活の状況等により、求職者支援訓練や生活保護のご案内をいたします。

## ステップ2

市町村内の社会福祉協議会へ再貸付の申請を行ってください。

## 総合支援資金の再貸付に関する Q & A

Q1 総合支援資金の利用が初回3月で終了しているのですが、再貸付の申請は可能ですか？

A 可能です。

Q2 申請のために必要な書類はなんですか？

A 再貸付の申請書、既に借りている総合支援資金の借用書をご用意ください。(居住地や世帯に変更がある場合は、住民票を、振込口座を変更する場合は、通帳の写が必要です。)

Q3 お金はどれくらいの期間で振り込まれますか？

A 各都道府県社会福祉協議会により異なります。受付開始後、早めのご相談・申請をお願いします。

Q4 借り受けたお金の返済方法はようになりますか？

A 借受の1年後から返済開始となり、10年間で返済していただきます。

Q5 償還免除はありますか？

A 総合支援資金の再貸付についても「なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」が償還免除の対象となります(要件等は現在、厚生労働省で検討中です)。